

# 『持続化給付金』についてのお知らせ

『持続化給付金』は、特に厳しい状況にある事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる事業全般に広く使える給付金を支給するものです。

申請に必要な事項の詳細等につきましては、4月最終週を目途に確定・公表されることになっています。

## 【内容について】

『持続化給付金』のチラシは以下から

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/kyufukin.pdf>

『持続化給付金』に関するお知らせや、よくある問い合わせを分かりやすくまとめた動画は以下から

<https://youtu.be/r2h035U4lcI>

## 【問い合わせ先】

相談ダイヤル

中小企業 金融・給付金相談窓口

0570-783183(平日・休日 9:00~17:00)

## 【その他】

持続化給付金の申請にGビズIDの取得は必要ありません！

小規模事業者持続化補助金(令和元年度補正予算<一般型>)とお間違えの無いようご注意ください。

<https://r1.jizokukahojokin.info/>

『持続化給付金』を含めた新型コロナウイルス(COVID-19)による企業への影響を緩和し、企業を支援するための施策を取りまとめた経済産業省のパンフレット「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」は、こちらから

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>